

新旧対照表
【経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成27年1月9日財閥第35号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律第112号）に規定する情報提供等の取扱いについて、下記のとおり定めたので、これにより実施されたい。	経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律第112号）に規定する情報提供等の取扱いについて、下記のとおり定めたので、これにより実施されたい。
記	記
第1. (省略)	第1. (同左)
第2. 保存書類の取扱い	第2. 保存書類の取扱い
(1) 保存書類の例 法第5条第1項の規定により特定原産品申告書を作成した者が保存しなければならない書類及び同条第2項の規定により特定原産品誓約書を作成した者が保存しなければならない書類であって、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成26年政令第394号。以下「令」という。）第6条第1項第1号ロに規定する特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類及び同条第3項第2号に規定する特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類とは、例えば、次のものをいう。なお、保存書類に記載される言語は日本語であっても差し支えない。 イ及びロ (省略) ハ 実質的変更基準を満たす产品に係る保存書類 (イ) (省略) (ロ) 付加価値基準を適用するもの 製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、产品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該FOB価額及びCIF価額とは輸出締約国における価額とし、当該CIF価額が不明な場合には当該非原産材料を产品の生産者が仕入れた価額とする。また、例えば、すべての非原産材料のCIF価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料	(1) 保存書類の例 法第5条第1項の規定により特定原産品申告書を作成した者が保存しなければならない書類及び同条第2項の規定により特定原産品誓約書を作成した者が保存しなければならない書類であって、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成26年政令第394号。以下「令」という。）第6条第1項第1号ロに規定する特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類及び同条第3項第2号に規定する特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類とは、例えば、次のものをいう。なお、保存書類に記載される言語は日本語であっても差し支えない。 イ及びロ (同左) ハ 実質的変更基準を満たす产品に係る保存書類 (イ) (同左) (ロ) 付加価値基準を適用するもの 製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、产品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該FOB価額及びCIF価額とは輸出締約国における価額とし、当該CIF価額が不明な場合には当該非原産材料を产品の生産者が仕入れた価額とする。また、例えば、すべての非原産材料のCIF価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料

新旧対照表
【経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成27年1月9日財関第35号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないで留意。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定において、自動車関連製品について、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該<u>価額</u>に基づいているものが確認できるものに限るものとし、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「EU協定」という。）及び<u>包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定</u>（以下「英國協定」という。）において、EXW価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるものに限るものとする。）</p> <p>(ハ)及び(ニ) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>等の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないで留意。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定において、自動車関連製品について、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該<u>価格</u>に基づいているものが確認できるものに限るものとし、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「EU協定」という。）において、EXW価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるものに限るものとする。）</p> <p>(ハ)及び(ニ) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第3. 締約国の税関当局からの情報提供又は情報の収集及び提供等による協力の求めへの対応における留意事項</p> <p>(1) 法第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき締約国の税関当局へ提供する情報とは、申告原産品が特定原産品であるか否かについての日本税関の判断に関する情報ではなく、当該締約国税関当局が行う特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報である。なお、EU協定及び英國協定については、<u>各協定第3・22条4(b)</u>に、輸出締約国の税関当局は產品の原産品としての資格についての意見を輸入締約国の税関当局に対して提供することとなっている。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 令第4条に規定する情報提供の求めに応じる期間は、関税局が当該情報提供の求めに係る書面を受領した日（EU協定及び英國協定においては、各協定第3・24条1(c)に規定する情報の提供の要請が行われた日）から起算するものとする。また、当該期間は、英國協定第3・22条2においては輸入の日の後2年の期間が満了する日又は原産地に関する申告の作成日の後38箇月の期間が満了する日のいずれか早い方の日までとされている。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>第3. 締約国の税関当局からの情報提供又は情報の収集及び提供等による協力の求めへの対応における留意事項</p> <p>(1) 法第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき締約国の税関当局へ提供する情報とは、申告原産品が特定原産品であるか否かについての日本税関の判断に関する情報ではなく、当該締約国税関当局が行う特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報である。なお、EU協定については、<u>同協定第3・22条4(b)</u>に、輸出締約国の税関当局は產品の原産品としての資格についての意見を輸入締約国の税関当局に対して提供することとなっている。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 令第4条に規定する情報提供の求めに応じる期間は、関税局が当該情報提供の求めに係る書面を受領した日から起算するものとする。</p> <p>(4) (同左)</p>